

令和5年第6回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 5年 6月 7日
筑紫野市役所 504会議室

1 開会日時及び場所 令和5年6月7日 午後3時00分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和5年6月7日 午後4時20分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、藤田満弘、八尋洋一、澤田隆茂、
大野正博、岡部清光

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

久原暢、平山厚

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 安樂 鉄平

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第 20号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第 21号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 18号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 19号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 20号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 21号 非農地証明願について

議案第 22号 令和4年度最適化活動事務の実施状況等について

農政

議案第 12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第 13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

令和5年第6回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：皆さん、こんにちは。どうも昼間の忙しい時間にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

報告事項を先に二つだけお話をさせていただきます。

一つ目は、先般、皆さん方に口頭で、人権研修の委員を□□委員さんをお願いしたいというお話をさせていただきました。一応了解を得ましたので本人さんにお話をしましたところ、受けていただいております。もし行けないときは私がしますと言った上で□□さんに受けていただいておりますので、そういうことで御了解ください。農協と一緒に農業委員会の日に研修会を持つことになるかと思っておりますので、その折には皆さんも出席をよろしくお願ひします。

それからもう1件です。隣に□□委員がおられますが、実は□□委員のお母さんがお亡くなりになられたそうです。私も後から聞きましていろいろありましたが、皆様も御存じなかった方が多かったかと思ひます。一応互助会のほうからお包みをするようになっておひまして、今日差し上げておひますので、そういったことで御了解ください。

○委員：一言いいですかね。

このたび、5月26日に私が代掻きしておひしたら急に危篤ということで仕事着のまま行ったら、その場で延命行為をしますかということでした。もう96歳でしたので、そのまま息を引き取ってというような状況で、5月26日だったものですからばたばたで、取るものもとひあえず、とにかく地域の方にだけは、大変お世話になったものですから、地域の区長さんのところにまずお伺ひして、地域の方向けに御葬儀というか通夜をさせていただいたような次第です。あまり広げなかったということで深くおわび申し上げたいと思ひますし、あわせて、農業委員、推進委員の皆さんの互助会から御法事賜りまして、高いところからではございますけど、御礼を申し上げて挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長：それでは、ただいまから始めていきたいと思ひます。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておひますので、ただいまから令和5年第6回筑紫野市農業委員会定例会を開会いたします。

まずは、議事録署名委員の指名を行いますので、よろしくお願ひします。

署名委員には、4番委員の藤木委員さん、7番委員の高山委員さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願ひいたします。

資料は持ってきていただひていると思ひますが、もしない方がおられたら言ってください。よ

ろしいですか。それでは1ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第20号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田で10平米、合計10平米でございます。届出の内容ですけれども、転用目的が敷地拡張、構造規模は木造2階建て、工事期間は令和5年6月1日から令和5年11月15日となっております。受付月日につきましては令和5年4月24日でございます。

続けて、番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆でございます。本日、正誤表をお配りさせていただいておりますけれども、箇所数が多かったので、こちらを参考にしながら読み進めさせていただきたいと思っております。続きまして、地目、地積に関しましては、田553平米、畑が214平米、合計が767平米でございます。届出内容につきましては、転用目的が駐車場、構造規模がアスファルト舗装、工事期間は令和5年6月1日から令和5年6月20日までとなっております。なお、受付月日は令和5年4月27日でございます。

以上で報告をさせていただきます。以上です。

○議長：それでは、本件に対する質疑のある方、お願いします。

(なし)

○議長：ないようですので、本件に関する報告を終わります。

それでは次に行きます。2ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第21号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明させていただきます。こちらも先ほどと同様で、正誤表に記載しておりますように構造規模に間違いがありますので、こちらで読替えさせていただきます。

番号1、譲受人、福岡市東区□□、株式会社□□□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田668平米、仮換地506平米、合計が668平米でございます。届出内容につきましては、転用目的が宅地分譲、契約内容が売買、構造規模に関しましては盛土、整地となっております。工事期間は令和5年8月1日から令和5年11月30日。受付月日は令和5年5月1日で、備考欄にありますように□□の案件でございます。

続けて、番号2、譲受人、福岡市博多区□□、株式会社□□□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外2筆。地目と地積に関しましては、田が3,335.41平米、合計も同じ

く3,335.41平米。届出内容につきましては、転用目的、宅地分譲、契約内容は売買、構造規模は盛土、整地、工事期間は令和5年7月1日から令和6年3月31日となっております。受付月日は令和5年5月16日です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件に対する質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

議案第18号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。5件ありますので、それぞれで進めてまいります。1番について、地区委員であります□□番の□□委員さん、説明をお願いします。

○委員：1番の説明をさせていただきます。譲受人、住所、氏名、耕作面積、福岡県筑紫野市□□、□□様。耕作面積はゼロ平米です。譲渡人、住所、氏名、名古屋市緑区□□、□□様。申請地の表示、□□。地積平米数は、畑459、合計459平米。異動内容といたしましては、申請理由は相手方要望、契約内容は売買でございます。

先月、5月24日に研修会の終了後、皆さんと協力して現地を見に行かせていただきました。そのときに営農計画書も提出されてありましたけれども、再審査の御審議をお願いいたします。位置図と字図は4ページと4-1ページに掲載されていますので、よろしくをお願いいたします。

○議長：それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：ただいま□□委員さんから説明がありましたように、一応先月からの保留分でございます。あその後、購入者であります□□さんと呼んで、目的や今後の計画についてお話を聞かせていただきました。その中で、自家用ということもありましたけれども、販売するルートとかも考えておられることと、後継者もいらっしゃるということでございましたので、その辺の聞き取りをさせていただいて、先月24日に皆さんと現地を訪れて農業をされていることを確認していただきました。

以上で終わります。

○議長：ありがとうございます。

今説明がありましたように、皆様方に見ていただきまして、全員ではなかったかもしれませんが、大体お分かりになったかと思えます。今回3条というそのままの形で出てきておりますので、皆さん方の質疑なり意見を今からお受けしたいと思えます。よろしく申し上げます。

よろしゅうございますかね。このまま3条でもう認めると。これが恐らく将来的に、面積基準

とかではございませんが、こういう方向で判断していく部分が出てくる可能性もあります。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○委員：3条は農家のために農家がいり取るというスタイルが一番理想でしょうけど、聞いたらおじいさんは「相続する人はいない。ただ、自分が借りている間はずっと農業をしたい」と。だから、買って相続する人はいないと言うから、またそこで売買とか方策を考えないといけなくて、ちょっと面倒だなどは私は思いましたけどね。どうしてもということであれば、何回でも手間暇踏んで売買をしていかれるだろうと思いますけどね。

○議長：皆様お聞きになったかと思いますが、あの地域は都市計画の指定区域ではなくて調整区域なんですね。ですから今後も農地としてそのまま残すか、雑種地ぐらいにするしか方法はない。家は建てられません。材料置場ぐらいにしかできない。ですから、もし、また妙な形で上がってきたら改めて農業委員会にかけないといけなくて、そこがあったのも一つの要因だと思います。

それから、先ほど言われましたように、本人さんの相手方、持ち主の方は売りたいと言われていたそうでございますので、そこが貸していいというならそのまましていただいたほうが一番よかったです、このように出てまいりましたので、あとは皆様方と……。

あと、ほかに御意見ございませんかね。

どうぞ。

○委員：家庭菜園とかであれば、過去の農業委員会の場合は5条でオーケーを出していたということですよ。ただ、家庭菜園だったら普通に考えれば面積的に三、四十坪ぐらいで、宅地内のちょっと空いたところというところでしょうけど、この面積になると結構広いですよ。種類もたくさん作るという計画がありましたので、宅地として承認すると自分たちの手も離れるし、前回の農業委員会でもたくさんいろいろ意見が出ていたと思いますけども。宅地になると転売も可能になって、調整区域の土地が農業委員会でオーケーされていつの間にか勝手に宅地化されるのもあれでしょうから、3条のほうが無難な気が私はします。

○議長：縛りもかかっていますからね。

どうですかね、皆さん。ほかに御意見ございませんか。では、決を採ってようございますか。

前回もいろいろ議論していただきまして、今回も引き続きいろいろ出していただいて、現地も見させていただきました。本当に御足労かけましたが、一応3条で認めていく方向で、御意見がなければ採決したいと思います。よろしいですか。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行わせていただきます。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のな

い方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。2番につきましては、地区委員であります□□番の□□委員さん、説明をよろしくお願いいたします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、外1筆。地積、畑729平米。申請の理由は相手方要望。契約内容は売買となっております。この土地は昨年11月に出た案件で、息子さんの□□さんですかね、この方に農地の利用権設定をした22筆、1万9,515平米の中の2筆です。□□さんの家のすぐ下にこの土地がありまして、恐らくたくさんはできないということでこういう形になったのではないかと思います。

以上です。

○議長：事務局より補足がありましたら。

○事務局：特段ございません。

以上です。

○議長：それでは、この件につきまして、質疑、意見等ございましたらお願いします。

(なし)

○議長：ないようですので、採決いたします。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、3番に行きます。3番につきましては、地区委員であります□□番の□□委員さん、説明をお願いいたします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、福岡市博多区□□、□□。申請地の表示は□□です。地積、田1,258平米、合計1,258平米。申請理由、相手方要望。契約内容、売買となっております。この場所は□□の□□の横になります。7番、8ページですかね。

○議長：よろしいですか。

○委員：はい。

○議長：それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案は農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、4番に行きます。4番の地区委員であります□□番委員の□□さん、説明をよろしくお願いいたします。

○委員：それでは、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、福岡市西区□□、□□、外1名。申請地の住所が□□。地積、田が544平米、合計も一緒です。申請理由は相手方の要望。契約内容は売買となっております。

10ページを見ていただくと図面が載っています。図面の網かけしてある部分が今回の対象地で544平米で、その隣の2479番地に田が1,905平米ありますが、これは□□さんの土地でございます。この□□の□□さんの分は、昭和44年に□□さんのお父さんが購入されて、県に宅地にして家を建てるということで許可をもらってありましたが、そのまま建物を建てず、地目も変えずに今のままになっているということです。この2筆、□□と□□は全部同じ高さです。後から一緒にかさ上げをされて、広い右側のほうの□□が□□の□□の近くですが、その間に道路があります。それから2メートルぐらい上がっています。かさ上げされてあります。どうしても建てられないということで、隣の□□さんに買ってこれという売買の要望をされています。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するこ

といたします。

それでは、5番に行きます。5番の地区委員であります□□番□□委員さん、説明方よろしく
お願いいたします。

○委員：譲受人、久留米市□□、□□。譲渡人が福岡市南区□□、□□。申請地は□□。地積が
田で29平米。申請理由は相手方要望。契約内容は贈与で渡すということです。

この案件は、地区外で住まれている方で、現状は農家をされておられません。□□さんと□□さ
んというのはきょうだいで、□□さんのほうがお姉さんと聞いております。

面積は29平米の田で、場所が、ページ11に地図がありますけども、J Tの線路側の一番南東と
いいですか、そこの入り口のところにあります。現状は畑として何とか管理されている状況で、
字図を見ると、その次の12ページですかね。□□とありますけども、この29平米の黒く塗られて
いるところですね。実際は持分として相続でもらわれた土地になります。譲受人の□□さんの持
分が29平米のうち72分の17、お姉さんの□□さんのほうが72分の55になっています。字図でいき
ますと、両サイドにあります□□と□□という土地自体ももともと田でありまして、地目も田の
ままですけども、現状は今畑ということで、□□、□□と□□は長ひょろく畑をされてあります。
その南側は今介護施設みたいところに売却されて建物が建っています。

相続が平成7年1月にありまして、もともと□□さんのお父さんとかおじいちゃんの時代はこ
の付近で農家をされていたようで、相続が発生して農地を譲り受ける形になっております。現状
は農家をされていませので、今回の面積の規定によると……とかありますけども、何で今度申
請されたかという、お互い年を取って将来的にややこしくなるのを防ぐためだそうです。実際
お姉さんのほうは畑として利用されていませので、弟さんに贈与で譲るという話になっている
ようです。

面積が、今回の申請は今言ったように相続でもらった農地でありますし、もともと、私が前回
言いましたように、昔の方は土地を共有で相続されるパターンが結構ありまして、今回の案件も
そのパターンでそのまま引き継いで今回の申請になったようです。

あと、□□さんはもともと□□の□□に10年以上前におられました。今の□□には平成23年11
月に転出されて、その前は□□の□□におられた方で、□□の自宅のほうで食べ物屋さんをされ
てありました。その方がいろいろ事情があつて、□□に家を買って移り住まれたというのが現状で
す。ただ、もともとおられた□□の食べ物さんは貸しているということで、その使用されている
方も2年後には出ていくという話になっていて、2年後には□□に戻ってこられる予定です。
この畑、台帳上は田ですけど、畑のすぐ田んぼ1枚隔てた西側にもう一筆あつて、□□さんには
お兄さんがおられて、今言った実質3筆の細長い現状の畑をされているところは、そのお兄さん
と□□さんが時々畑として管理されているということです。

もともと相続でもらってある農地のほんの僅かな持分ですので、今回3条で申請したいということで議案として上がりました。本来的に現状は農家でない方が申請されるのでどうかと思いましたが、もともと相続でもらってありますし、現状畑として何とかかされてあります。また、自分もあと2年すれば□□に戻ってくるということでより管理しやすくなりますし、現状では、トラクターまでは持っていらっしゃらないと思うけど、農機具は管理機や草刈り機、軽トラなどを持っておられますので、何とか管理されていくのではないかと思います。

以上のような状況で3条申請されたので、私としては農地のまま許可できたらなということで今回に議案に上げております。よろしくお祈いします。

○議長：ありがとうございます。

では、事務局より補足がありましたら。

○事務局：今、□□委員さんから説明がありましたのと同じ内容を窓口のほうでも何回か聞かせていただいております。一応相続でお姉さんとそれぞれ持分でもらわれたようですけども、耕作できる状態ではないということで、弟さんに全部譲って耕作してもらいたいと伺っております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

今、詳しく説明いただきました。それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。内容はお分かりになられますよね。御意見、御質問ございませんか。相続された分を弟さんにやるという形です。ですから、3条でしかやりようがないということですね。それが一番いい方法だと思います。いいですか。

(なし)

○議長：それでは、御意見もないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次の13ページをお開けください。

議案第19号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

これにつきましては私から説明いたします。読み上げます。

譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人はございません。申請地の表示、□□、外2筆。地積は田で7,195平米です。転用目的は農地改良でございます。構造規模は盛土、整地。工事は令和4年11月20日からやられています。農地の区分は第二種農地です。資金の内訳につきましては自己

資金になっております。家は建ちません。それから、開発許可は不要で、用排水処理は条件付になっております。周りにちゃんと通せるような形にしてくれということでございます。都市計画区域はその他の区域でございます。

この案件につきましては図面がありますので、14ページを見てください。左の下から斜め真ん中辺りに真っすぐ上っている道路がございます。これは□□で、今□□になっております。ちょうど真ん中ほどに□□がございます。それから真っすぐまた上に上って、上り出し手前の黒く塗ってあるところの右側に□□がございます。その□□の裏側で、その□□と土地の間には□□が流れておりまして、その部分を先に工事されています。ですから、これについてはもめまして、基本的に手続をした上でしていただくと。あくまで、一般的には1反以内の1メートル以下は届けなければいいということになってはいますが、実はここは70アールでございます。ですから、きちんと届け出て県の許可をもらわないといけないのに工事をされておりました。今になって上がってきておりますが、我々もそのままほったらかすわけにはいきませんので、きちんと手続をしてくれということで、本人さん及びここを耕作されている借り手の方の両方にお話をしまして、最終的に今日上がってきております。

これは県の許可が要ります。以前、□□のほうで□□さんという方が、1ヘクタール以上あったかと思いますが、大きな面積を農地改良されました。それと同じようなやり方を個人でされています。ほ場整備事業ではございません。そういったことで、手続が漏れていますから、とにかくしてくれと。それがないと、借りられている方が今後、非常にいろいろされるようですので、それはまかりならんということで、あくまでこれを出しておかないと次は認めませんという言い方までしています。そういった形で今回上げていただいている状況で、農地の改良と言いながら、農地が全然使えない状態になっています。そこは一応大きく圃場が3枚ありますが、これが実質は7枚か8枚あったんです。それを押しなべて、真ん中に小さな道路を造って両端を4枚に改良されています。改良されて作りやすくされるのはいいことだとは思いますが、届けが出ていないので、今になって皆さんには申し訳ございませんが、出させたような状態でございますので、そういうところで検討をお願いいたします。長くなりましてすみません。

それでは、質疑、意見のある方、お願いいたします。どうぞ。

○委員：これ、去年何か前年度あったものですよ、□□さん。□□さんと言ったら悪いけど、ですよ。分かりました。

○議長：それで、申し訳ございませんが、とにかく出させると。そうしておかないと将来的なものもでございますので。そういった方向でよろしゅうございましょうか。

ほかどうぞ。

○委員：土地改良に似たようなことを農地改良でやっていて、会長がほうっておくわけにはいか

ないということで今回上がっております。これがどんな人間かという、□□の□□というのが農業委員会の会長をしていたんですよ。そして去年ぼくっと亡くなられて……。

○議長：□□委員、そこら辺は避けておいてください。

○委員：そして息子の□□というのが今一生懸命やっております。それが農業の一から十まで、イロハを全部知っているならいいけど、農協の職員をやっているで都会風を吹かすように機械でじゃんじゃん押しまくってやりっ放しにするんですね。ここは畦畔の斜面になっていますので、いずれ大雨になったときには何かあると私は思いますけどね。そのようにして無断で農地改良したような形になっているから、そういったことで荒らされると筑紫野市の環境がどんどん悪くなるということで、私から□□の農業委員会の方に耳に入れました。ということで、あまり都会風吹かしてぼんぼんやりっ放しにしないようにですね。でないと、農業委員会などあったものではないですよ。□□の農業委員の関係の……。言うてはいけないけど、昔、□□、大□□は□□やら□□や□□やら□□やらいっぱい出作していたんですよ。相続で買い換えして。

○議長：そこら辺で切ってください。

○委員：だから、そういった面で、やっぱり勝手にされるとどんどん悪くなっていくから、私も一応多少農業委員会の耳には入れております。

以上です。

○委員：自分が現場を見させていただいて一つ気になったのは、□□の間というか……。

○議長：実は、ここの土地は、その下に番地が書いてない三角地がありますが、この部分が広くて、ラーメンのスープを作られている□□か何かという会社がございます。その間の部分、実はこれも農地なんですけど、荒れているんです。先般、ここを作られている方とお話をしたときに、この部分を買えないかなという話がありました。これを扱うためには今審議している部分をきちんとしておかないとできないという話もしております、その辺は今後きちんとしてくれるだろうと思いますので、そういうところをお願いをしたいと思います。

事務局からも何かございましたよね。

○事務局：会長から説明がありましたように、この案件については、昨年農地パトロールで山家地区を回ったときの御記憶があるかと思います。一応、11月から事務局のほうもずっと動いてまして、地権者の方や耕作者の方に会長からも連絡を取っていただいて、やっところまでこぎ着けています。

一応、前回は畑ということで作業を終えていたんですけど、よくよく聞くと水田にしたいくて水路とかを造らないといけないという話を聞いたので、そこで出すタイミングとして、もう少し早い段階に出させるように指導していたんですけど、なかなか出してこない、出さないと次のときには県から指導を受けますよということを再三言って、やっところまで来ています。

今月15日、先ほど会長からもありましたように、県の常設審議委員会にもかかる案件でございます。そちらのほうは事務局から説明したいと思っています。

以上です。

○議長：今ありましたように、申し訳ございませんがそういうことで、とにかく出していただくと。そして、次にも仕事をしていただける、そして作りやすくしていただくように望むところではございます。

ただ、□□地区というのは、皆さんも御存じかと思いますが、無指定地域が多いんです。この部分も無指定区域なんです。農振区域には入っていて農地ではあるけど、農用地には入っていない。そういった地域でございますので、いろいろと問題が出やすいというか、家が建ちやすいところでもあります。そういった地域ですが、このまま放っておくわけにはいきませんし、彼自身、自作は水田でと今ありましたように水田なんです。ですが、一応大豆を作られるということです。

もう一つはありまして、要らないことですが、この一番上の色を塗ってあるところの一番右の角が木があったのを勝手に切られています。邪魔になるから切られるのはいいんですが、川の中に落としてあるんですね。これも引っ張り上げろと言っておりまして、上げますとは言っていますが、いろいろと問題の多いお方ではある感じはします。ですが、一応こういうふうにしちんと出てまいりましたし、実はここは持ち主さん本人さんの申請で、作られている方が扱ってあるんですよ。それで、いろいろとありましたので、そういうことで報告を終わらせていただきます。

ほかに何かございませんか。

それで、事務局も申しましたように、早々に手続をしていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(なし)

○議長：ほかにございませんようでしたら、これで採決を行いたいと思ひます。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：どうもありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、16ページをお開けください。

議案第20号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

2件ございまして、それぞれ行きます。1番について□□番の□□委員さん、説明をよろしくお願ひします。

○委員：番号1、譲受人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□。これは名前が逆になっております。それから、譲渡人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑、合計400平米。申請内容、転用目的、資材置場。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和5年8月1日から令和5年10月31日。審議事項、農地区分、第二種。資金の内訳、自己資金100%。建蔽率、開発許可不要。用排水処理、該当なし。都市計画区域、市街化調整区域になっております。

地図の18ページを見てもらえば分かると思いますけども、□□さんの自宅が□□にあります。57-8が□□さんの土地で、その下、□□が□□さんの自宅で、こちらの畑に行く場合は必ず□□さんの自宅の敷地を通過しないとこの畑には到達しないという状況になっております。ですから、そういうことを踏まえて、□□さんが資材置場に使用したいということで、売買契約について話をしたいということになっております。

よろしく審議をお願いします。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番につきまして私から説明させていただきます。

譲受人、筑紫野市□□、株式会社□□□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積は田の1,302平米。申請内容は転用目的で、無蓋駐車場にするということです。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和5年7月15日から令和5年9月30日。審議内容としましては、農地の区分は第二種です。資金の内訳は自己資金100%。開発許可は市整備要綱該当。用排水処理は承諾書が添付されております。都市計画区域は区域外となります。

図面は19ページで、□□が真ん中にございます。その左側に長い妙な突起のあるような絵が描いてありますが、これが市営住宅です。市営住宅の入り口が左側の細い道になっております。その道の反対側、少し低い土地になっておりますが、そこを買われるということです。□□は□

□の向かい側を全部買い取られております。左側には□□がございます。そういったところでございまして、職員の駐車場を含めて使いたいということで転用が上がってきておりますので、よろしく願いいたします。

では、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今、譲受人が□□で□□さんとなっておりますけれども、代理人から後から報告がありまして、この申請を出されたのは5月16日なんですが、取締役会で息子さんに代を譲るということで、その日付がちょうど5月18日ということで上がってきていますので、そこに書いてある□□さんという方が受け継がれるそうです。ここの譲受人の書き方については県に確認しておりまして、その辺が今の時点で分かっておりますので報告だけさせていただきます。受け付けた時点では□□さんで間違いはないんですけれども、日付の問題で県に許可申請するときは名前が変わるかもしれないということだけ御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは次に行きます。

21ページをお開けください。議案第21号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について地区担当委員であります□□番の□□委員さん、説明をお願いいたします。

○委員：説明させていただきます。

申請人、住所、氏名、福岡市早良区□□、□□様。申請地の表示、□□、外1筆。地積平米数は畑851。申請内容といたしましては、当該地は昭和44年より転用許可を受けてありますけれども、現況は雑種地となっております。約54年ほど前から雑種地となっておりますけど、位置図といたしましては、22ページをお開きいただきますと、□□線の□□の□□というところがありまして、その横の道を山手のほう、□□に向かいまして50メートルほど入っていったところの左右に申請地があります。字図といたしましては、23ページをお開きいただきますようお願いいたします。道路沿いの角地で、道路の際だけはL型に防草シートとくいと張って管理されていますけど、中のほうは雑種地となっております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長：それでは、本件に対する質疑や意見のある方はお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することといたします。

それでは、その先の議案第22号をお開けください。その次のページです。

議案第22号、令和4年度最適化活動事務の実施状況等についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：例年6月の定例会で、農業委員会の事務の実施状況の公表ということで審議していただいている内容でございます。法律の改正に伴って審議の仕方が変わって、活動計画に代わって最適化活動の目標というものを、令和5年度の分につきましては4月までに公表するということが既に審議していただいております。

本日は、点検・評価に代わって、このタイトルにありますように、事務の実施状況等、これが令和4年度分の実績ということになりますけれども、を6月末までに公表するということになっておりますので、これから説明をさせていただくことになりますけれども、これまでも最適化指針などで皆さんにお諮りした内容と重複するところがございますけれども、よろしくお願いいたします。

一応、資料につきましては事前にお配りさせていただいておりますので、簡単に説明させていただきたいと思っております。

1 ページ目に令和4年の3月31日現在の農業委員会の状況を書いています。まず、農業の概要についてですけれども、これに関しましては5年に1回の農業センサス等に基づいた数値などを書いておりますので、お読み取りいただければと思います。下の農業委員会の現在の体制については、現体制の状況について数字を入れております。

続いて2ページをお開きください。

2項目の担い手への農地の利用集積・集約化でございます。令和4年3月現在、管内農地面積873ヘクタール中のこれまでの集積面積は493ヘクタールでございました。下にも書いてございますけれども、目標に対する評価ということで、前年度については、認定農業者の方への集積を進め、おおむね目標を達成することができたということを書かせていただいております。本年度に

つきましても、引き続き利用権の設定の周知であったり、あつせん希望農地を農業委員さんあるいは推進委員さんに情報提供をして進めていきたいと思っています。

資料3ページになります。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、現状及び課題については記載のとおりで、課題としましては、営農条件のよい貸付希望農地がなかなかなくて、新規参入者に対する農地の確保という課題があると考えております。令和4年度の目標及び実績につきましても、1経営体の参入実績面積は13.4ヘクタールでございます。本年度につきましても、新規参入者から相談があった場合には、市、農協、普及センター等と情報共有を図り、一つでも多く参入できるように、農地あるいは補助制度について情報提供を行ってまいりたいと考えております。

それから4ページになります。

4項目めの遊休農地に関する措置に関する評価でございますが、毎年、農地パトロールあるいは利用意向調査等を行いながら遊休農地解消に向けて取り組んでいるところでございますが、なかなか解消が進んでおりません。昨年度につきましては記載のとおりでございます。本年度は9月から10月頃を計画しておりますが、地区別に分かれてパトロールを行って、利用状況等の調査をしたいと考えております。実際のやり方につきましては、皆様にやり方、方法について相談させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

資料は5ページになります。

違反転用への適正な対応ということで、令和4年3月現在で違反転用面積が0.2ヘクタールでございます。この事案は県に報告しております。復元になかなか時間がかかるということで、長期化しています。本年も県と連携しながら解消を進めてまいりたいというふうに考えております。また、日頃から農地パトロールを行いながら早期発見に努めて、発見した場合には関係課と連携しながら是正指導を行っていききたいと考えております。

それから6ページ、7ページにつきましては、今回も農業委員会にかけております許可事務の実績等を記載しております。農地法第3条の許可事務が年間で18件、それから4条、5条にしましては15件などが、昨年度実績の数値でございます。内容については後ほどお読み取りいただければと思います。

それから、8ページの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましてはございませんでしたので、特段の記載はしておりません。また、実施状況につきましては以前よりホームページ等に公表していることを記載させていただいております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長：ありがとうございます。

数字がきちんと埋められた形になっております。本件に対する質疑、意見のある方はお願ひい

たします。

どうぞ。

○委員：5ページに違反転用への適正な対応とあります。これは令和4年3月現在で、自分たちはその翌月から委員になったの分からないのですが、この0.2ヘクタールの違反というのは何でしょうか。

○事務局：□□のほうに残土を捨てられているところがありまして、そこを毎年上げさせていただいております。一応県のほうへ通報しながら対処していくということで確認しております。

○委員：では、ずっと前から懸案で残っているんですか。

○事務局：そうですね。

○委員：分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次の農政議案に移ります。次ページを開けてください。

農政議案第12号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明とさせていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、□□。住所、筑紫野市□□。所有権移転をする者、□□、□□。住所、福岡市中央区□□。所在地、□□、地番□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、1,500平米。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田として。所有権の移転時期、令和5年6月26日。対価の支払時期、令和5年6月26日。引渡しの時期、令和5年6月26日。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

続きまして、件数につきましては、売買が1件、交換が0件、計1件。筆数としましては、売買が2筆、交換が0筆、計2筆でございます。面積は合計3,563平米でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長：本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。よろしいですね。

(なし)

○議長：それでは、お諮りいたします。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

その先をお開けください。

同じく農政議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：こちらも読み上げて説明とさせていただきます。

番号5-06-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、太宰府市□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□、地番□□。地目、田。面積、2,653平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和5年6月11日。終了の時期、令和15年6月10日。期間、10年。10アール当たりの賃借料、1万円。備考、更新。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

2ページめくっていただきまして、3ページ目が合計となっております。御覧ください。件数につきましては、更新が10件、新規が5件、計15件。筆数としましては、更新が20筆、新規が11筆、計31筆でございます。面積は合計5万5,708平米でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、お諮りいたします。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

では、一応、議案の審議はこれで終わらせていただきたいと思います。

ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和5年第6回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。